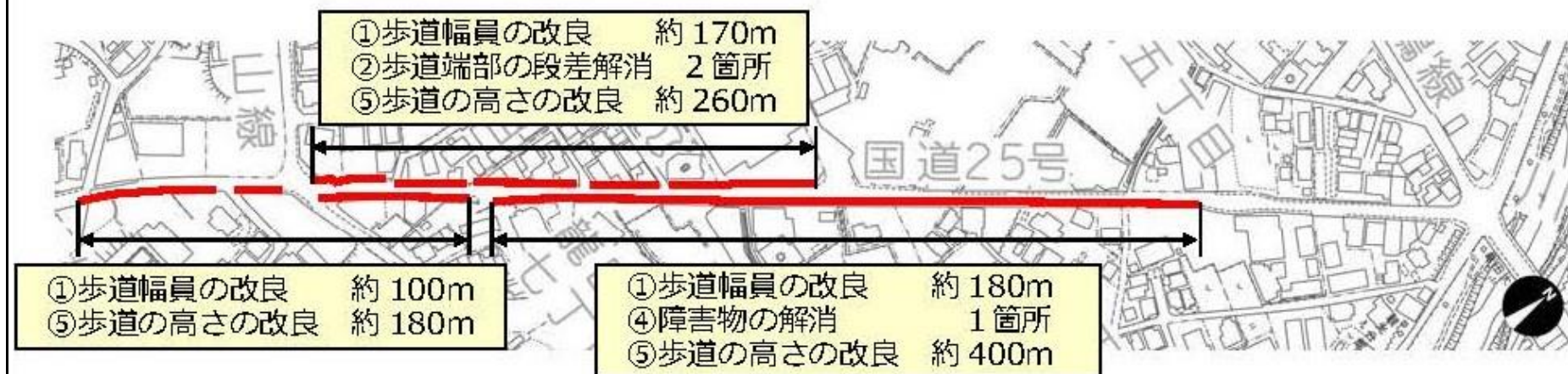


(4) 道路特定事業

国道25号(西)			事業主体		奈良国道事務所				実施状況	
事業内容 (左：基本構想の整備メニュー、右：具体的な整備内容)			事業量	単位	現行の実施計画		今回変更する実施計画		検討中／実施途中／実施済等	↓自由入力欄
①	歩道幅員の改良	単路部(東側)	約100	m	※いかるがパークウェイの整備と合わせて実施		令和 年度	～ 令和 年度		実施済
		単路部(西側)	約170	m	令和 年度	～ 令和 11 年度以降	令和 7 年度	～ 令和 11 年度以降		検討中
		単路部(東側)	約180	m	令和 年度	～ 令和 11 年度以降	令和 7 年度	～ 令和 11 年度以降		検討中
②	歩道端部の段差解消	交差点(西側)	2	箇所	令和 年度	～ 令和 11 年度以降	令和 7 年度	～ 令和 11 年度以降		検討中
④	障害物の解消	電柱(東側)	1	箇所	令和 1 年度	～ 令和 5 年度	令和 7 年度	～ 令和 11 年度以降		検討中
⑤	歩道の高さの改良	単路部(東側)	約180	m	※いかるがパークウェイの整備と合わせて実施		令和 年度	～ 令和 年度		実施済
		単路部(西側)	約260	m	令和 年度	～ 令和 11 年度以降	令和 7 年度	～ 令和 11 年度以降		検討中
		単路部(東側)	約400	m	令和 年度	～ 令和 11 年度以降	令和 7 年度	～ 令和 11 年度以降		検討中
					令和 年度	～ 令和 年度	令和 年度	～ 令和 年度		
					令和 年度	～ 令和 年度	令和 年度	～ 令和 年度		
事業実施に際し配慮すべき事項										
・①、②、⑤は、周辺道路の整備状況及び歩行者等の利用状況等を踏まえて、また、地元住民の理解や協力等の個別対応も必要なことから、実施時期・目標時期を含め慎重に検討する。 ・④は、他の事業者の支障物件の移設協力が必要である。										

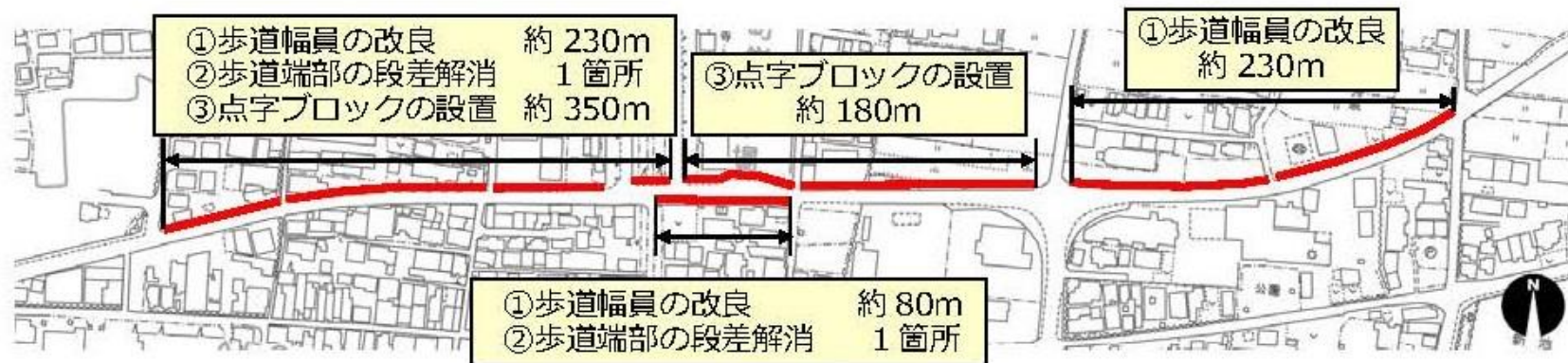
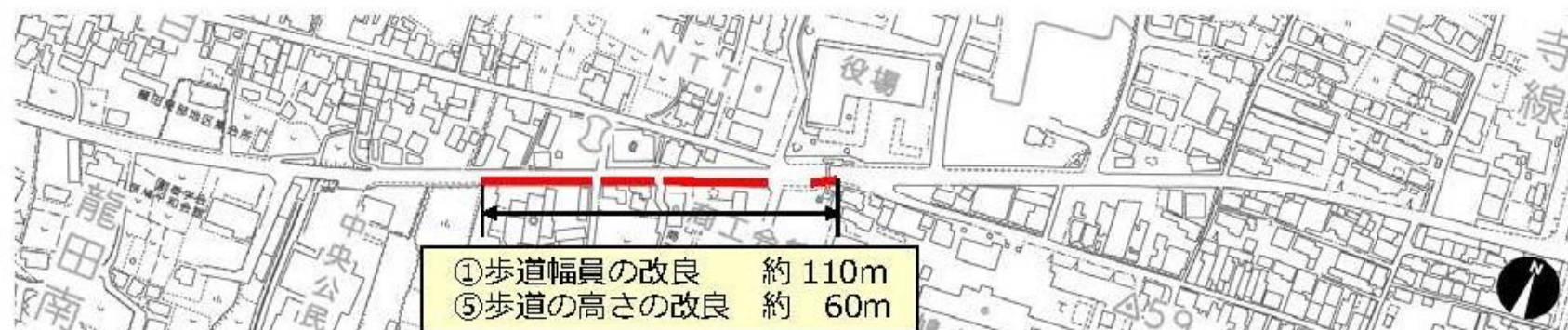


(4) 道路特定事業

国道25号（東）			事業主体		奈良国道事務所				実施状況	
事業内容 （左：基本構想の整備メニュー、右：具体的な整備内容）			事業量	単位	現行の実施計画		今回変更する実施計画		検討中／実施途中／実施済等	↓自由入力欄
①	歩道幅員の改良	単路部（南側）	約110	m	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 12 年度 ～ 令和 17 年度以降	令和 18 年度 ～ 令和 23 年度以降	検討中	
		単路部（北側）	約230	m	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 12 年度 ～ 令和 17 年度以降	令和 18 年度 ～ 令和 23 年度以降	検討中	
		単路部（西側）	約80	m	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 12 年度 ～ 令和 17 年度以降	令和 18 年度 ～ 令和 23 年度以降	検討中	
		単路部（北側）	約230	m	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 12 年度 ～ 令和 17 年度以降	令和 18 年度 ～ 令和 23 年度以降	検討中	
②	歩道端部の段差解消	交差点（北側）	1	箇所	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 12 年度 ～ 令和 17 年度以降	令和 18 年度 ～ 令和 23 年度以降	検討中	
		交差点（南側）	1	箇所	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 12 年度 ～ 令和 17 年度以降	令和 18 年度 ～ 令和 23 年度以降	検討中	
③	点字ブロックの設置	単路部（北側）	約350	m	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 12 年度 ～ 令和 17 年度以降	令和 18 年度 ～ 令和 23 年度以降	検討中	
			約180	m	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 12 年度 ～ 令和 17 年度以降	令和 18 年度 ～ 令和 23 年度以降	検討中	
④	歩道の高さの改良	単路部（南側）	約60	m	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 12 年度 ～ 令和 17 年度以降	令和 18 年度 ～ 令和 23 年度以降	検討中	
					令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 12 年度 ～ 令和 17 年度以降	令和 18 年度 ～ 令和 23 年度以降		
					令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 12 年度 ～ 令和 17 年度以降	令和 18 年度 ～ 令和 23 年度以降		

事業実施に際し配慮すべき事項

- ①、②、⑤は、地元住民の理解や協力等の個別対応が必要なことから、実施時期・目標時期を含め慎重に検討する。



(4) 道路特定事業

(主) 大和高田斑鳩線			事業主体		奈良県			実施状況	
事業内容 (左：基本構想の整備メニュー、右：具体的な整備内容)			事業量	単位	現行の実施計画	今回変更する実施計画		検討中／実施途中／実施済等	↓自由入力欄
①	歩道幅員の改良	単路部（西側）	約45	m	令和 1 年度 ～ 令和 5 年度	令和 1 年度 ～ 令和 11 年度以降		実施途中	一部用地未買収
②	歩道端部の段差解消	交差点（東側）	4×2	箇所	令和 1 年度 ～ 令和 5 年度	令和 年度 ～ 令和 年度		実施済	
③	舗装の補修	J R 跨線橋区間（西側）	約220	m	令和 6 年度 ～ 令和 10 年度以降	令和 年度 ～ 令和 年度		実施途中	西和医療センター計画により交差点付近調整中
④	点字ブロックの設置	単路部（西側）	約710	m	令和 6 年度 ～ 令和 10 年度以降	令和 年度 ～ 令和 年度		実施途中	三代川橋まで実施済 西和医療センター計画により交差点付近調整中
		単路部（東側）	約210	m	令和 6 年度 ～ 令和 10 年度以降	令和 年度 ～ 令和 年度		実施済	
⑤	歩道橋と歩道の段差解消	歩道橋ジョイント部	1	箇所	令和 6 年度 ～ 令和 10 年度以降	令和 年度 ～ 令和 年度		実施済	
⑥	防護柵の設置	転落防止柵（H=1.1m）	約30	m	令和 1 年度 ～ 令和 5 年度	令和 1 年度 ～ 令和 6 年度		実施途中	
					令和 年度 ～ 令和 年度	令和 年度 ～ 令和 年度			
					令和 年度 ～ 令和 年度	令和 年度 ～ 令和 年度			

事業実施に際し配慮すべき事項

- ・②は、路面排水（既設街渠）に配慮する必要がある。
- ・歴史的観光拠点である法隆寺とJR法隆寺駅とを結ぶ区間（①、②、⑥）を優先的に整備推進を行う。



(4) 道路特定事業

(一) 法隆寺線			事業主体		奈良県				実施状況	
事業内容 (左：基本構想の整備メニュー、右：具体的な整備内容)			事業量	単位	現行の実施計画		今回変更する実施計画		検討中／実施途中／実施済等	↓ 自由入力欄
①	歩道の段差解消	横断歩道部	1	箇所	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降	検討中	
②	歩道幅員の改良	南端部	1	箇所	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降	検討中	
③	舗装の改良	単路部	約300×2	m	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	実施途中	斑鳩町との整備計画の調整が必要
④	点字ブロックの設置	単路部	約300×2	m	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	実施途中	斑鳩町との整備計画の調整が必要
⑤	障害者用停車施設の設置	駐車ますの大きさ等	1	箇所	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	実施途中	斑鳩町との整備計画の調整が必要
					令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降		
					令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降		
					令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度以降		

事業実施に際し配慮すべき事項

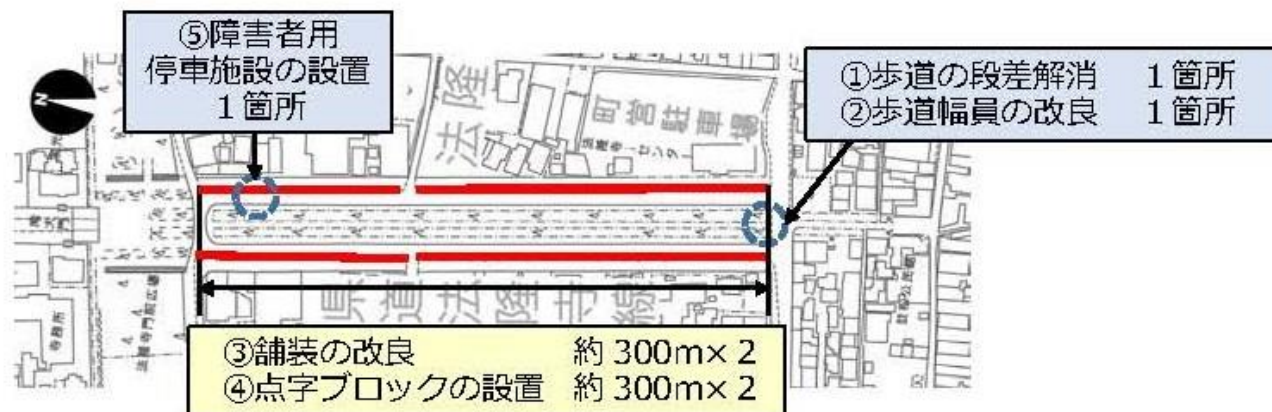
・ユネスコの世界遺産に登録された法隆寺へのメインアクセス道路として、修景、景観等に配慮したうえでバリアフリー整備をはかる必要があるため、バリアフリー等整備の具体的内容については、斑鳩町や地元、関係機関との十分な協議・調整を図りつつ、詳細な検討が必要である。

・平成31～平成32 年度に関係機関協議等と設計を行う予定である。

・②は、国道25 号を所管する奈良国道事務所とも詳細調整が必要である。

・⑤は、斑鳩町と調整を行いながら設置する。

※(一) 法隆寺線は、第3 種風致地区に存する。



(4) 道路特定事業

町道①、②、③、④			事業主体		斑鳩町（建設農林課）				実施状況	
事業内容 (左：基本構想の整備メニュー、右：具体的な整備内容)			事業量	単位	現行の実施計画		今回変更する実施計画		検討中／実施途中／実施済等	↓ 自由入力欄
①	歩道の設置（町道①）	単路部	140	m	令和	年度～令和11年度以降	令和	年度～令和	年度	検討中
②	歩道の設置（町道②）	※過年度整備済			令和	—年度～令和—年度以降	令和	年度～令和	年度	実施済
③	歩道の設置（町道③④）	単路部	600	m	令和	年度～令和11年度以降	令和	年度～令和	年度	検討中
④	防護柵の設置（町道④）	単路部	110	m	令和	年度～令和11年度以降	令和	年度～令和	年度	検討中
		—			令和	年度～令和	年度	令和	年度～令和	年度

事業実施に際し配慮すべき事項

- ・①（町道①）の歩道幅員や歩道端部の段差、障害物の解消は、地元住民の理解や協力等の個別対応が必要なことから、目標時期を含めて慎重に検討する。
- ・①（町道③④）、②の歩道幅員や歩道端部の段差、障害物の解消は、地元住民の理解や協力等の個別対応が必要なことと、現在、奈良県で進められている三代川改修事業が関連するため、目標時期を含めて慎重に検討する。

事業実施位置または位置図

